

社会福祉法人神川町社会福祉協議会社会福祉活動協力校等補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 神川町社会福祉協議会は、小学校及び中学校の児童生徒、幼稚園及び保育園（保育所）の園児を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕・社会連帯の精神を養うことを推進するため、福祉体験・交流活動を行う学校等に対して、補助金を交付する。

(対象事業及び経費)

第2条 補助金交付の対象となる事業及び経費は、別表1に定めるところによる。

(補助金交付額)

第3条 補助基準額は年間64,000円を限度とし、予算の範囲内において交付する。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金交付を受けようとする団体は、次の事項を記載した申請書（様式第1号）を会長の定める期日までに提出しなければならない。

- 1 事業計画書
- 2 補助事業に係る予算書

(補助金交付の決定)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適切と認めたときは、申請者に交付決定通知書（様式第2号）を交付する。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、会長の要求があったときは、補助事業等の遂行状況について当該要求に係る事項を書面で会長に報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、事業が完了したときは、実績報告書（様式第3号）を事業または事業年度終了後30日以内に提出しなければならない。

(書類の整備)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めのない事項について、必要があるときは、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象事業名	事業内容例	補助対象経費
1 広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉講演会、映画会、展示会等の開催 ・福祉、ボランティア活動PR紙等の発行 	福祉活動事業の実施に必要な諸謝金、賃金、旅費、備品購入費、会議費、印刷製本費、消耗品費、委託料、通信運搬費、食料費
2 調査・研究・学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす、アイマスク、介助の体験学習等 ・各種福祉に関する制度等についての研究 ・手話、点訳、音声訳、要約筆記等の学習 ・福祉関係。ボランティア関係等の図書。資料整備 	
3 交流活動を目的とした実践活動	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の訪問（交流、環境整備等） ・地域での訪問、イベント等への協力、交流 ・高齢者、障がい児（者）との交流 	
4 社会福祉事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター展、福祉展、共同募金への協力 ・収集ボランティア活動（使用済み切手、使用済みインクカートリッジ、エコキャップ等） 	
5 地域でのボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会づくりのための活動 	
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間の情報交換や交流 ・職員研修 	

様式第1号（第4条関係）

社会福祉活動協力校等補助金交付申請書

平成 年 月 日

神川町社会福祉協議会会長 殿

申請者 住 所

団体名

代表者職・名 印

下記により、社会福祉活動協力校等補助金の交付を受けたいので、補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|------------|---------|---|
| 1 | 補助金の交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 事業計画書 | 別紙1のとおり | |
| 3 | 補助事業に係る予算書 | 別紙2のとおり | |

別紙1

社会福祉活動協力校事業計画書

事業名	事業内容	事業費
1. 広報・啓発活動		円
2. 調査・研究・学習活動		円
3. 交流活動を目的とした実践活動		円
4. 社会福祉事業への参加		円
5. 地域でのボランティア活動		円
6. その他		円

別紙2

社会福祉活動事業予算書

収入の部

区 分	金 額	説 明
	円	
計	円	

支出の部

区 分	金 額	説 明
	円	
計	円	

様式第2号（第5条関係）

社会福祉活動協力校等補助金交付決定通知書

神社発第 号
平成 年 月 日

様

神川町社会福祉協議会
会 長

平成 年 月 日付けで申請のあった社会福祉活動協力校補助金について、下記のとおり交付します。

記

1 補助金の交付額 金 円

2 支払方法 概算払い

3 条 件

- (1) この補助金は、この要綱に定める目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、会長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならない。

様式第3号（第7条関係）

社会福祉活動協力校等補助金事業報告書

平成 年 月 日

神川町社会福祉協議会会長 殿

住 所 _____

団体名 _____

代表者職・名 _____ 印

平成 年 月 日付け、神社発第 号で補助金の交付決定の通知を受けた社会福祉活動協力校等補助金事業が完了したので、補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 補助事業に係る経費精算書 別紙精算書のとおり

3 補助事業の実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

別紙3

社会福祉活動協力校等補助金清算書

収入の部

区分	予算額	清算額	比較	説明
	円	円	円	
計				

支出の部

区分	予算額	清算額	比較	説明
	円	円	円	
計				